



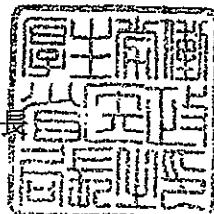
医政発第0330016号

薬食発第0330006号

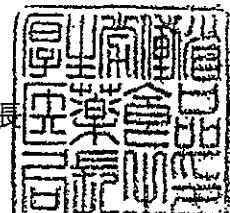
平成19年 3月 30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



### 「集中治療室（ICU）における安全管理について（報告書）」の公表について

医療機関における安全管理について、平成15年12月に、当該医療事故が頻発していたことを受けて、「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」が発出され、この中で「手術室、集中治療室などのハイリスク施設・部署におけるリスクの要因の明確化を図り、安全ガイドラインの作成を進める」ことが示されたところである。

これを受けて、厚生労働省では、集中治療室（ICU）における医療の質と安全性の向上を図るため、平成18年1月に、医療安全対策検討会議の下に「集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会」を設置した。本作業部会における計7回の検討を経て、別添の通り集中治療室（ICU）等の重症患者に医療を提供する部門において、医療の安全を確保するために参考となる方策をまとめた「集中治療室（ICU）における安全管理について（報告書）」がとりまとめられた。

本報告書の内容をご確認の上、貴管下医療機関に対して、周知方をお願いする。

# 「集中治療室（ICU）における安全管理について（報告書）」について

## 1 背景

- 医療事故の頻発を受けて、平成15年12月に「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」が発出された。この中で、「手術室、集中治療室などのハイリスク施設・部署におけるリスクの要因の明確化を図り、安全管理ガイドラインの作成を進める」こととされた。
- 集中治療室（Intensive Care Unit. 以下 ICU と略す。）における医療の質と安全性の向上を図るため、平成18年1月に、医療安全対策検討会議の下に、「集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会」が設置され、計7回の検討が行われた。

## 2 検討内容

- 急性臓器不全等の重症患者を収容して集中治療を提供する ICU を対象とした「集中治療室（ICU）における安全管理指針」、及び、比較的重症な患者を管理する部門（ユニット）を対象とした「重症患者のうち集中治療を要する患者の安全管理指針」が作成された。
- 両指針は、各医療機関が、急性臓器不全等の重症患者に医療を提供するに当たって、医療安全を確保するために参考となる内容がまとめられたものである。

## 3 集中治療室（ICU）における安全管理指針

- ICUにおける医療事故を防止し、医療の安全を確保することを目的とする。
- 重症患者に集中治療を提供するにあたって、ICU の安全管理に必要な事項について記載する。
- 急性臓器不全等の重症患者を収容して、集中治療を提供する ICU を対象とする。
- 医療機関においては、ICU で勤務する医療従事者の労働環境及び知識・技術などの専門性の向上により、重症患者に安全に医療を提供する業務環境を整備すること。
  - 項目としては、医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士、医薬品管理の責任者、医療機器の管理・保守点検の責任者、及び医療従事者に対する研修。
- 情報を共有し、役割と業務手順を明確にした指揮命令系統の下、標準化された手順で業務を遂行すること。
  - 項目としては、責任と権限、情報共有と標準化、運営、医療事故等の情報収集・分析、及び感染制御。
- 医療機器、医薬品その他の設備環境を恒常に整備すること。
  - 項目としては、医療機器等、医薬品、病室、空調、給排水、医療ガス、電気設備、及び照明。
- 診療内容と有害事象発生の可能性について、患者家族へ情報提供を行うこと。
  - 項目としては、情報提供、及び譲り受けに関する情報提供。

## 4 重症患者のうち集中治療を要する患者の安全管理指針

- 比較的重症な患者の管理を行う部門（ユニット）における医療事故を防止し、医療の安全を確保することを目的とする。
- 比較的重症な患者の管理を行うにあたって、必要な事項について記載する。

- 比較的重症な患者を管理する部門（ユニット）を対象とする。
- 医療機関においてはこれらの部門（ユニット）で勤務する医療従事者の労働環境及び知識・技術などの専門性の向上により、重症患者に安全に医療を提供する業務環境を整備すること。
  - 項目としては、医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士、医薬品管理の責任者、医療機器の管理・保守点検の責任者、及び医療従事者に対する研修。
- 情報を共有し、役割と業務手順を明確にした指揮命令系統の下、標準化された手順で業務を遂行すること。
  - 項目としては、責任と権限、情報共有と標準化、運営、医療事故等の情報収集・分析、及び感染制御。
- 医療機器、医薬品その他の設備環境を恒常に整備すること。
  - 項目としては、医療機器等、医薬品、病室、空調、給排水、医療ガス、電気設備、及び照明。
- 診療内容と有害事象発生の可能性について、患者家族へ情報提供を行うこと。
  - 項目としては、情報提供、及び譲り受けに関する情報提供。

## 5 指針に対する評価及び見直しについて

- 両指針を導入し、数年経過した後、指針の有効性を学会・病院団体・職能団体等が中心となって、評価するための準備を開始する必要がある。その際には、安全あるいは危険に関する数値化された評価指標を考案することも考えられる。
- 両指針を運用する際には、情報システム等を利用して、集中治療室の安全管理及び質に関する実際の患者情報を収集・解析し、指針の改訂に反映させていくことが必要と考えられる。

## 6 集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会 委員名簿

飯田 修平	練馬総合病院院長
石井 正三	日本医師会常任理事（第3回から）
内野 克喜	東京遞信病院薬剤部薬剤部長
織田 成人	千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授
落合 亮一	東邦大学医学部麻酔科学第一講座教授
加納 隆	埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科教授
北澤 京子	日経BP社日経メディカル編集委員（第4回まで）
武澤 純	名古屋大学大学院医学系研究科教授
中島 和江	大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部病院教授
野中 博	日本医師会常任理事（第2回まで）
○ 平澤 博之	千葉大学名誉教授
前川 剛志	山口大学医学部長
道又 元裕	日本看護協会看護教育研究センターや看護研修学校校長

(○：部会長)